



島根県報

平成22年7月16日（金）

第2,205号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	2
公有水面埋立ての免許	（漁港漁場整備課）	2

【公 告】

公共測量の実施	（用 地 対 策 課）	3
---------	-------------	---

【特定調達公告】

指掌紋情報管理システム賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	3
----------------------------	-----------	---

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	5
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ” ）	8

【正 誤】

平成22年4月20日付け島根県報号外第101号中	（道 路 維 持 課）	8
--------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第468号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年7月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第469号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成22年7月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許年月日

平成22年7月7日

2 免許受人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県出雲市大社町日御碕字御崎濱1457番1及び1457番2の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち1の地点から3の地点までを順次に結んだ線並びに3の地点から4の地点を經由して5の地点及び1の地点と5の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位（D.L. +0.36メートル）における公有水面と構造物（それぞれ-1.5メートル物揚場と本灘防波堤）との境界線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院三等三角点高尾山（北緯35度25分32秒7167、東経132度39分17秒4682。以下「原点」という。）から278度28分34秒、2,522.80メートルの地点

2の地点 1の地点から66度15分08秒、45.36メートルの地点

3の地点 2の地点から156度15分08秒、1.80メートルの地点

4の地点 3の地点から246度17分36秒、34.99メートルの地点

5の地点 4の地点から156度18分23秒、8.07メートルの地点

ウ 面積

113.47平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県出雲市大社町日御碕字御崎濱1457番1及び1457番2の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とHの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 原点から278度49分25秒、2,476.34メートルの地点

Bの地点 Aの地点から245度49分02秒、21.75メートルの地点

Cの地点 Bの地点から160度55分08秒、0.50メートルの地点

Dの地点 Cの地点から245度48分13秒、15.03メートルの地点

Eの地点 Dの地点から289度37分29秒、25.95メートルの地点

Fの地点 Eの地点から19度57分59秒、2.06メートルの地点

Gの地点 Fの地点から336度15分08秒、28.56メートルの地点

Hの地点 Gの地点から66度15分08秒、54.26メートルの地点

ウ 面積

2,439.72平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について大田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年 7 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

4級基準点測量

2 作業期間

平成22年 7 月 8 日から平成23年 8 月31日まで

3 作業地域

大田市温泉津町福光地域

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成22年 7 月16日

島根県警察本部長 高 瀬 隆 之

1 入札の内容

(1) 入札の件名

指掌紋情報管理システム賃貸借契約

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成22年12月 1 日から平成27年11月30日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しないものでないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (4) システム（機器を含む。）が確保でき、履行能力があると認められる者であること。
- (5) 保守業務について、自らが行うか又は保守業者が確保できること。
- (6) 機器（ハードウェア）の保守について、島根県内に保守拠点を置き、1時間以内に対応できること。
- (7) 島根県税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出した者であること。

3 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線2235・2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成22年7月16日から平成22年8月10日までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）、上記(1)の場所において交付する（交付時間は午前9時から午後5時までとする。）。郵便、ファクシミリ、電子メールによる交付は行わない。
- (3) 入札説明会
行わない。
- (4) 入札書の受領期限
平成22年8月26日 午後2時（郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。）
- (5) 入札の日時、場所及び開札
ア 日時 平成22年8月26日 午後2時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 1階 聴聞室
ウ 開札 即時開札
- (6) その他
ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter for tender : Lease Contract of Fingerprint Management system

(2) Bid tendering Date : August 26, 2010, 2 : 00P.M.

(Bids by Post must be received by noon on August 26, 2010)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 〒690-8510
Tel : 0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月16日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第6号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第27条の3を次のように改める。

（公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査及び講習）

第27条の3 講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査を受けようとする者は、資格審査申請書（様式第31号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の審査に合格した者に対し、別に定める審査合格証明書を交付するものとする。

3 講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者は、講習受講申請書（様式第32号）を公安委員会に提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、別に定める講習終了証明書を交付するものとする。

様式第31号中「殿」を「様」に、「75歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査に従事しようとする者に対する」を「運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する」に改め、同様

式を様式第32号とし、様式第30号の次に次の1様式を加える。

様式第31号（第27条の3関係）

	受理年月日	年 月 日
	受 理 番 号	

資格審査申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する資格審査について申請します。

住 所	
氏 名	
生年月日	

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月16日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第7号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表川本警察署都賀駐在所の項名称の欄中「川本警察署都賀駐在所」を「川本警察署大和駐在所」に改め、同項位置の欄中「邑智郡美郷町都賀本郷」を「邑智郡美郷町長藤」に改める。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

正**誤**

平成22年4月20日付け島根県報号外第101号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第312号 の表中	隠岐郡隠岐の島町油井洲平260番 38地先から同257番地先まで	隠岐郡隠岐の島町油井洲平260番 38地先から同前浜257番地先まで